

○認知機能検査員講習の実施に関する規程

平成 21 年 5 月 15 日

公安委員会規程第 4 号

公安委員会委員長

認知機能検査員講習の実施に関する規程を次のように定める。

認知機能検査員講習の実施に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。）第 4 条第 2 項第 2 号の規定により、埼玉県公安委員会が行う道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及び第 101 条の 7 第 1 項に規定する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(講習の公示)

第 2 条 交通部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、認知機能検査員講習を行おうとするときは、次に掲げる事項を公示するものとする。ただし、認知機能検査又は道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号の講習の委託を受けた法人の役員又は職員に対する講習にあつては、この限りでない。

- (1) 講習の期日及び場所
- (2) 受講手続に関する事項
- (3) その他認知機能検査員講習の実施に関し必要な事項

(実施基準)

第 3 条 運転免許課長は、次に掲げる基準により、認知機能検査員講習を行うものとする。

- (1) 講師は、警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者の中から、運転免許課長が指定する。
- (2) 講習項目、講習内容及び講習時間は、認知機能検査員講習カリキュラム（別表）のとおりとす。ただし、講習規則第 7 条第 2 項各号のいずれにも該当する者に対する講習に

あつては、「高齢者と認知症の実態、基礎理論等」及び「高齢運転者対策の概要」の講習項目を省略することができる。

(3) 講習は、年1回以上行う。

2 1回当たりの受講者数は、講習効果等を勘案し、適正な人員となるように配慮するものとする。

(終了証の交付)

第4条 運転免許課長は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、終了証（別記様式）を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成21年5月31日までの間は、第1条中「運転免許に係る講習等に関する規則」とあるのは、「運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第4号）による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則」と、「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の道路交通法」と読み替える。

附 則（平成22年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成31年3月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月13日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和7年3月21日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

認知機能検査員講習カリキュラム

講習項目	講習内容	時間(分)
高齢者及び認知症の実態、基礎理論等	(1) 高齢者及び認知症の実態並びに認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状及び対応方法	90
高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 (4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (5) 運転免許証等の自主返納及び運転経歴証明書 (6) 運転適性相談	60
認知機能検査の実施方法等	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング)	180

第 号

終 了 証

氏 名

年 月 日 生

あなたは認知機能検査員講習を終了したことを証明します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

印